

(介護予防) 通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 オサダ整形外科クリニック（以下事業所という）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下事業という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正かつ充実した事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 通所リハビリテーションの提供に当たり事業所の従業者は、要介護者の心身の特性・状態を把握し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2. 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう理学療法その他の必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

1. 名称 医療法人 オサダ整形外科通所リハビリテーション
2. 所在地 大阪府堺市西区諏訪森町中1丁112

(職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次の通りとする。

1. 管理者 医師 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従事者の管理を行う。
2. 従業者 一 理学療法士 1名（常勤）
二 介護職員 5名（非常勤）

従業者は利用者の心身の機能維持回復を図る手助けを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・土曜日
ただし、祝日、医療法人 オサダ整形外科クリニックの休診日を除く
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間 午前の部 午前9時00分～午後12時30分
午後の部 午後1時15分～午後4時45分
土曜日のみ 午前9時00分～午後12時30分

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 利用定員は次の通りとする。

- 午前の部 12名
午後の部 12名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料)

第7条 事業の内容は次の通りとする。

1. 健康チェック
2. 機能訓練
3. 個別リハビリテーション
4. 送迎

利用料は介護報酬の告示上の額とし、利用者はその額の個人負担割合に応じた額を負担する。また別に、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、諏訪森町、船尾町、石津町、元町、昭和町、公園前等とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 従業者 利用者に対し、従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうように指示を行う。

- 利用者
1. 気分が悪くなった時は速やかに申しでる。
 2. 自己の利益の為に他人の自由を侵してはならない。
 3. 口論、大声を出すなどにより、他の利用者に迷惑をかけてはならない。
 4. 物品を無断で施設外に持ち出してはならない。

（ 非常災害対策 ）

第 10 条 従業者等は、事業業務を実施中に非常災害等の緊急事態が発生した時は、緊急時対応マニュアルに従い避難を行い、状況を管理者に報告するとともに必要に応じ対処する体制をとる。

（ 業務継続計画の策定等 ）

第 11 条 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下『業務継続計画』という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ 虐待防止のための措置に関する事項 ）

第 12 条 事業所は虐待の発生又はその再発を予防するために、以下の措置を講じる。

1. 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努める。
2. 従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ その他運営についての留意事項 ）

第 13 条 1. 事業所は介護職員等の質的向上を図るための研修を行う。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった者にこれらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容に含める。

4. この規定に定める事項の他、必要な事項が生じた場合は、変更及び新たな事項を追加するものとする。